

「大分市産材利用促進事業～公共的施設～」について

大分市産材(※)の積極的な利用を促進するため、市産材を利用して公共的施設等を整備する場合等に市産材の利用量に応じた補助を行っています。

【※大分市産材の定義】

大分市内の森林から産出された原木を加工(製材、プレカット)した木材、または大分県内の森林から産出された原木を大分市内の加工業者が加工した木材。

- ① 補助対象者 対象施設の整備を行う者
- ② 対象施設 大分市内の公共的施設
※教育施設、医療施設、社会福祉施設、飲食施設等の商業施設 等
- ③ 補助金額等
 - 木造化 利用量 8～15 m³未満：**30万円** 利用量 15 m³以上：**60万円**
 - 木質化 木質化面積 30～100 m²未満：**15万円**
木質化面積 100 m²以上：**40万円**
 - 木製品 補助対象経費の 1/2 以内 **上限 10万円**
- ④ 補助条件
 - 木造化(新築)：構造部分(柱・梁など)を補助の対象とする。
 - 木質化(新築・改築)：内装(床、壁、天井)を補助の対象とする。
 - 木製品：市産材で作られた製品(机、椅子など)のうち木部のみを対象とする。
 - 大分市内の業者が施行すること。
 - 補助対象者が市税を滞納していないこと。
 - 申請した年度の3月20日までに木材利用が完了すること。
 - 市産材であることの表示を行うこと。 等
- ⑤ 参考例



【 木質化 内装フローリング 】



【 木製品 ロフト 】

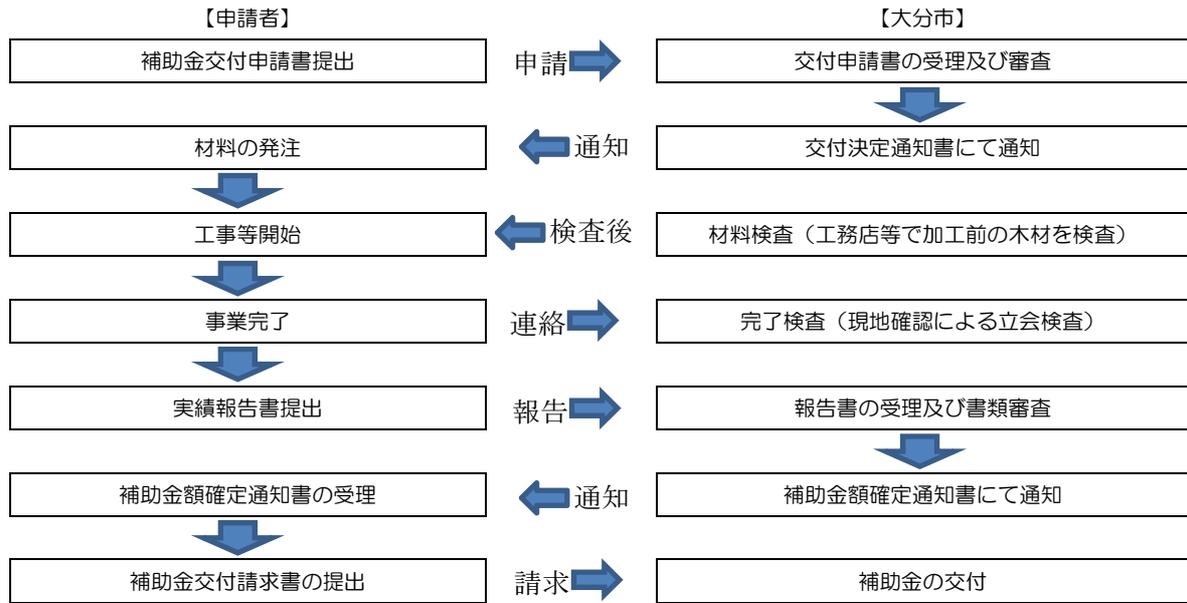


【 木製品 園児用机 】



【 木製品 回収箱 】

⑥ 補助金交付申請手続きの流れ



⑦ 交付申請時に必要な書類

【木造化、木質化】	【木製品】
1. 補助金交付申請書（様式第 1 号） 2. 事業計画書 3. 建築確認証の写し（※木造化申請時） 4. 見積書（※木質化申請時） 5. 着工前写真 6. 大分市産材利用内訳書 7. 位置図・平面図・立面図 8. 誓約書 9. 市税完納証明書又は市税の納付状況に係る情報照会に関する承諾書 10. その他市長が必要と認める書類	1. 補助金交付申請書（様式第 1 号） 2. 事業計画書及び収支予算書 3. 大分市産材利用内訳書 4. 見積書（2 社以上） 5. 木製品の仕様がわかるもの 6. 誓約書 7. 市税完納証明書又は市税の納付状況に係る情報照会に関する承諾書 8. その他市長が必要と認める書類

⑧ 実績報告時に必要な書類（事業完了後 14 日以内若しくは、申請年度の 3 月 31 日まで）

【木造化、木質化】	【木製品】
1. 実績報告書（様式第 5 号） 2. 収支決算書 3. 大分市産材利用内訳書 4. 大分市産材出荷証明書・納品証明書・販売証明書（※） 5. 事業完了が確認できる写真 6. 大分市産材利用完了証明書 7. 請求書又は領収書の写し（※木質化の場合） 8. その他市長が必要と認める書類	1. 実績報告書（様式第 5 号） 2. 収支決算書 3. 大分市産材利用内訳書 4. 大分市産材出荷証明書・納品証明書・販売証明書（※） 5. 事業完了が確認できる写真 6. 請求書又は領収書の写し 7. その他市長が必要と認める書類

（※）販売証明書は、原木が市内産の場合のみ提出

⑨ 補助金請求について

大分市から「大分市産材利用促進事業補助金額確定通知書（様式第 6 号）」が届きましたら、「大分市産材利用促進事業補助金交付請求書（様式第 7 号）」を提出してください。

申請書・実績報告書については、林業水産課窓口（本庁舎 8 階）に用意しています。また、大分市ホームページからもダウンロードすることができ、記入例も掲載しています。

問い合わせ先	大分市農林水産部林業水産課 林業担当班（市役所本庁舎 8 階） TEL：097-537-5783
---------------	---